

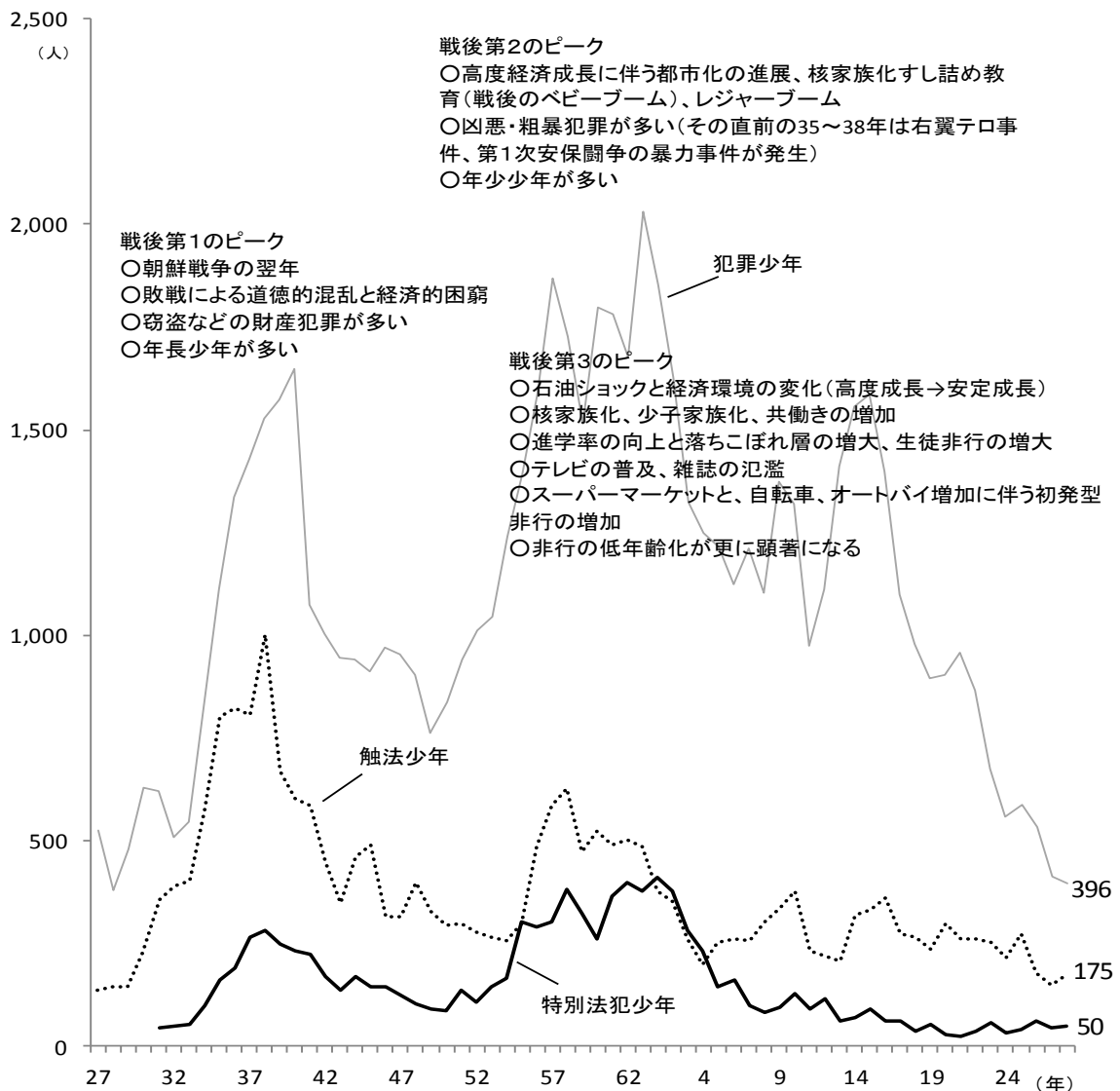
# 第7章 非行等問題行動

## 第1節 少年非行の概況

### 1. 少年非行の状況

昭和27年からの非行少年の検挙・補導数についてみると、戦後間もない時期に第1のピーク、昭和40年前後に第2のピーク、そして昭和57年あたりに第3のピークがあり、過去10年間では多少の増減を繰り返しながら減少しています。平成28年中の状況をみると、県下で検挙・補導した非行少年等の数は4,374人で、前年より1,620人減少しました。犯罪少年は16人減少し396人、触法少年は25人増加し175人、そして覚せい剤乱用少年を含む特別法犯少年は6人増加し50人でした。また、ぐ犯・不良行為少年は1,635人減少し3,753人の補導となっています。

第7-1-1図 非行少年等の年次別推移



(備考) 犯罪少年の昭和40年以前は、業務上過失犯(主に交通事故によるもの)を含む。  
特別法犯少年は、交通法犯を除く。  
(資料) 滋賀県警察本部少年課

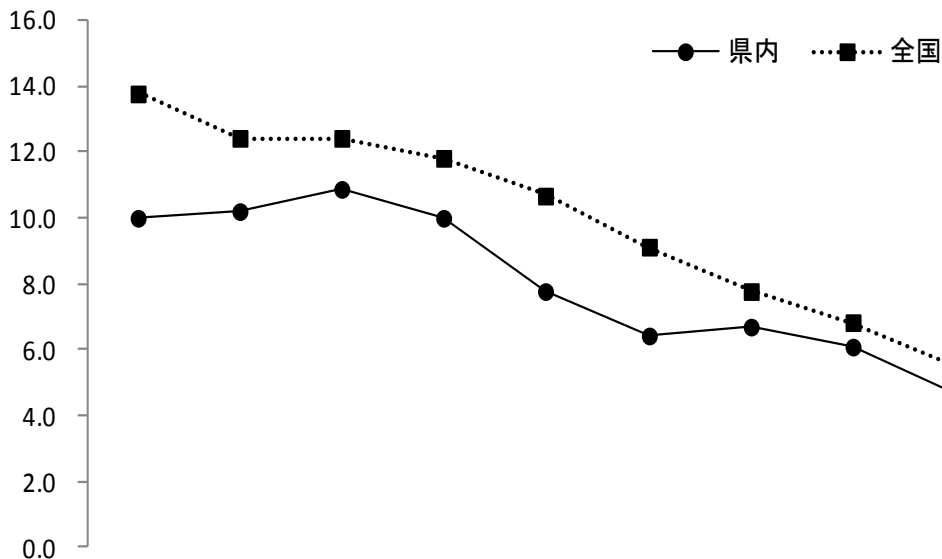
用語の概念

- 犯罪少年とは………14歳以上20歳未満の少年で、罪を犯した者（交通関係を除く。）
- 触法少年とは………14歳未満の少年で、刑罰法令に触れる行為をした者（交通関係を除く。）
- ぐ犯少年とは………20歳未満の少年で、その性格、行状から判断して、将来罪を犯し、または刑罰法令に触れる行為をするおそれのある者
- 不良行為少年とは………20歳未満の少年で、罰則の適用はないが、喫煙等、少年の健全育成上やめさせるべき行為をしており、そのまま放置すると非行にすすむ危険性のある者
- 刑法犯少年とは………刑法に定める行為をした犯罪少年および触法少年（交通関係を除く。）
- 特別法犯少年とは………特別法令に違反する行為をした犯罪少年および触法少年（交通関係を除く。）
- 非行少年等とは………刑法犯少年、特別法犯少年、ぐ犯少年、不良行為少年をいう。
- 凶 悪 犯………殺人、強盗、強姦、放火をいう。
- 粗 暴 犯………傷害、暴行、恐喝、脅迫をいう。
- 知 能 犯………詐欺、横領、偽造をいう。
- 風 俗 犯………と博、わいせつをいう。
- 少年人口………平成28年10月1日を基準にした推計人口

**2. 犯罪少年の人口比**

14歳から19歳の少年人口1,000人中に占める犯罪少年の比率は、第7-1-2図のとおり推移しています。

第7-1-2図 犯罪少年の人口比



年次別	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
県内	10.0	10.2	10.9	10.0	7.8	6.4	6.7	6.1	4.7	4.4
全国	13.8	12.4	12.4	11.8	10.7	9.1	7.8	6.8	5.5	4.5

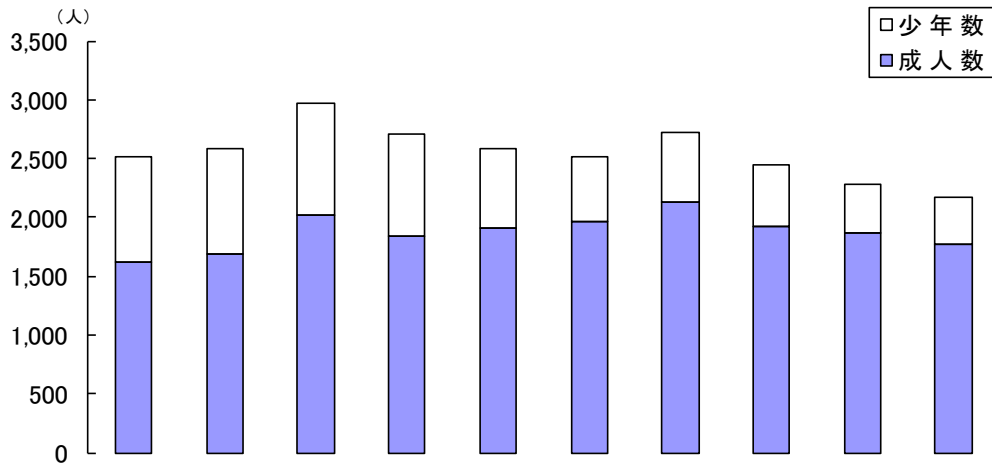
(資料) 滋賀県警察本部少年課

## 第2節 刑法犯少年

### 1. 全刑法犯に占める少年の状況

平成28年中の成人を含む刑法犯検挙・補導人員は2,172人で、このうち少年（触法少年を含まない。）は396人で全体の18.2%を占め、前年に比較して0.2ポイント増加しています。

第7-2-1図 全刑法犯に占める少年の状況



年次	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
全刑法犯数	2,517	2,585	2,971	2,705	2,584	2,519	2,715	2,452	2,286	2,172
成人数	1,622	1,682	2,015	1,840	1,909	1,960	2,128	1,918	1,874	1,776
少年数	895	903	956	865	675	559	587	534	412	396
少年の占める率										
本県	35.6	34.9	32.2	32	26.1	22.2	21.6	21.8	18.0	18.2
全国	28.2	26.8	27.1	26.6	25.4	22.8	21.5	19.3	16.3	16.3

（備考）触法少年を含まない。

（資料）滋賀県警察本部少年課

### 2. 罪種別刑法犯少年

平成28年中に刑法犯少年として検挙・補導した少年について罪種別にみると、万引き・自転車盗を中心とする窃盗が328人と全体の57.4%を占めています。

また、中学生・高校生が全体の66.7%を占めています。

第7-2-2表 罪種別刑法犯少年の状況（平成28年）

区分	単位（人）							合計
	未就学児	小学生	中学生	高校生	その他の学生	有職少年	無職少年	
凶悪犯		2	5	1		1	3	12
粗暴犯		5	88	13		18	10	134
窃盗犯	2	45	133	86	10	30	22	328
知能犯			3	6		2		11
風俗犯		1	2	1	1	2	1	8
その他		12	16	27	4	12	7	78
合計	2	65	247	134	15	65	43	571

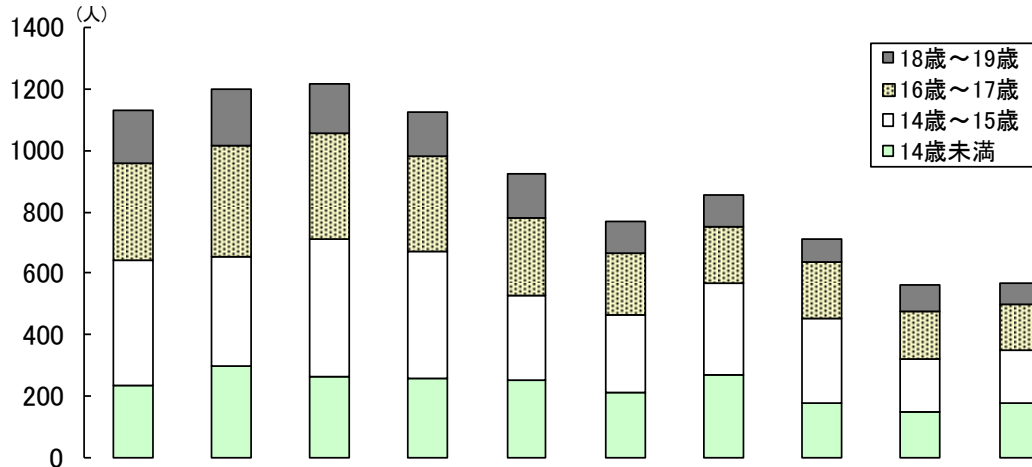
（資料）滋賀県警察本部少年課

### 3. 年齢層別刑法犯少年

刑法犯少年の検挙・補導は、平成18年から平成22年まで年間1,000人超の横ばい状態が続いていましたが、その後は減少傾向にあります。平成28年は571人で、前年に比べ9人増加しました。

刑法犯少年を年齢層別に分け過去10年間の推移をみると、14歳～17歳の少年が半数以上を占めています。

第7-2-3図 刑法犯少年の年齢別推移



年次 区分	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
14歳未満	236	296	262	261	252	213	271	178	150	175
14歳～15歳	409	358	453	411	278	253	296	275	171	175
16歳～17歳	314	363	340	311	250	201	185	186	157	147
18歳～19歳	172	182	163	143	147	105	106	73	84	74
合計	1,131	1,199	1,218	1,126	927	772	858	712	562	571

(資料) 滋賀県警察本部少年課

### 4. 学職別刑法犯少年

刑法犯少年の学職別推移を見ると、平成28年中は前年より無職少年が減少し、学生生徒と有職少年が増加しています。

第7-2-4表 学職別刑法犯少年の推移

年次別 区分	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
学生生徒	929	1,009	1,019	972	788	679	749	595	447	461
有職少年	90	99	87	75	66	43	62	63	64	65
無職少年	112	91	112	79	73	50	47	54	51	45
合計	1,131	1,199	1,218	1,126	927	772	858	712	562	571

(備考) 触法少年を含む。

(資料) 滋賀県警察本部少年課

## 5. 男女別刑法犯少年

平成28年中の犯罪少年396人について男女別をみると、男子334人（84.3%）、女子62人（15.7%）となっています。全国の男女別比率は、男子87.6%、女子12.4%です。

第7-2-5表 男女別刑法犯少年の推移

区分		年次別									
		19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
合計		895	903	956	865	675	559	587	534	412	396
犯罪少年	男子	642	712	710	676	567	459	464	426	344	334
	女子	253	191	246	189	108	100	123	108	68	62
	女子の占める割合	28.3	21.2	25.7	21.8	16.0	17.9	21.0	20.2	16.5	15.7
全国の女子の占める割合		23.5	22.0	20.5	20.0	19.2	17.7	16.6	14.5	13.0	12.4

区分		年次別									
		19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
合計		236	296	262	261	252	213	271	178	150	175
触法少年	男子	181	239	196	187	191	172	226	154	127	141
	女子	55	57	66	74	61	41	45	24	23	34
	女子の占める割合	23.3	19.3	25.2	28.4	24.2	19.2	16.6	13.5	15.3	19.4

（資料）滋賀県警察本部少年課

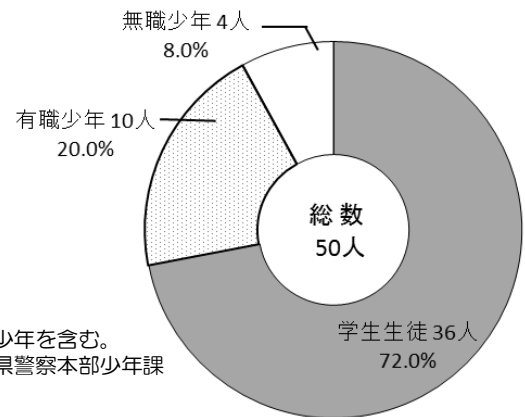
## 第3節 特別法犯少年

### 1. 特別法犯少年の状況

平成28年中に検挙・補導した特別法犯少年50人について法令別にみると、「軽犯罪法違反」が最も多く続いて「迷惑防止条例」となっています。

また、学職別にみると、学生生徒72.0%、有職少年20.0%、無職少年8.0%の順になっています。

第7-3-1図 学職別特別法犯少年の割合



(備考) 触法少年を含む。  
(資料) 滋賀県警察本部少年課

第7-3-2表 法令別特別法犯少年の補導状況

法令	年次別	単位(人)				
		24年	25年	26年	27年	28年
軽犯罪法		17 (1)	19 (1)	36 (1)	18 (5)	22 (3)
迷惑防止条例		1	6	6	6	10
青少年健全育成条例		1	1	2	4	1
児童買春・児童ポルノ禁止法		3	3	1	6	8 (1)
銃刀法		3	1 (1)	5	2	
覚せい剤取締法			2 (1)	1 (1)	1	1 (1)
廃棄物の処理及び清掃に関する法律		4 (1)	4 (2)	1	1 (1)	4
鉄道営業法		2	3	3	1 (1)	
その他		2 (1)		5 (2)	5 (1)	4 (1)
合計		33 (3)	39 (5)	60 (4)	44 (8)	50 (6)

(備考) 交通関係法令を除く。( ) は触法で内数。

(資料) 滋賀県警察本部少年課

### 2. シンナー等乱用少年

平成28年中、シンナーや接着剤の乱用により検挙・補導した少年はありませんでした。

第7-3-3表 シンナー・接着剤等乱用少年の年次推移

学職別	年次別	単位(人)									
		19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
総数		9	4	2		1					
学生・生徒	中学生										
	高校生		1								
	その他										
	小計		1								
有職少年		3	2	2							
無職少年		6	1			1					

(注) 不良行為としての補導を含む。

(資料) 滋賀県警察本部少年課

### 3. 覚せい剤乱用少年

平成28年中、特別法犯少年のうち覚せい剤取締法で検挙・補導した少年は1人でした。

第7-3-4表 少年の覚せい剤事犯の補導状況

区分 年次		単位(人)									
		19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
総	数	3	3	4		1		2	1	1	1
	学生生徒	1		1		1					
	有職少年	1	1	1				2	1	1	
	無職少年	1	2	2							1

(資料) 滋賀県警察本部少年課

### 第4節 不良行為少年

平成28年中に補導した不良行為少年は3,751人で、前年より1,634人減少しました。その内容を見ると、深夜はいかいが1,909人(50.9%)、次いで喫煙1,467人(39.1%)となっています。

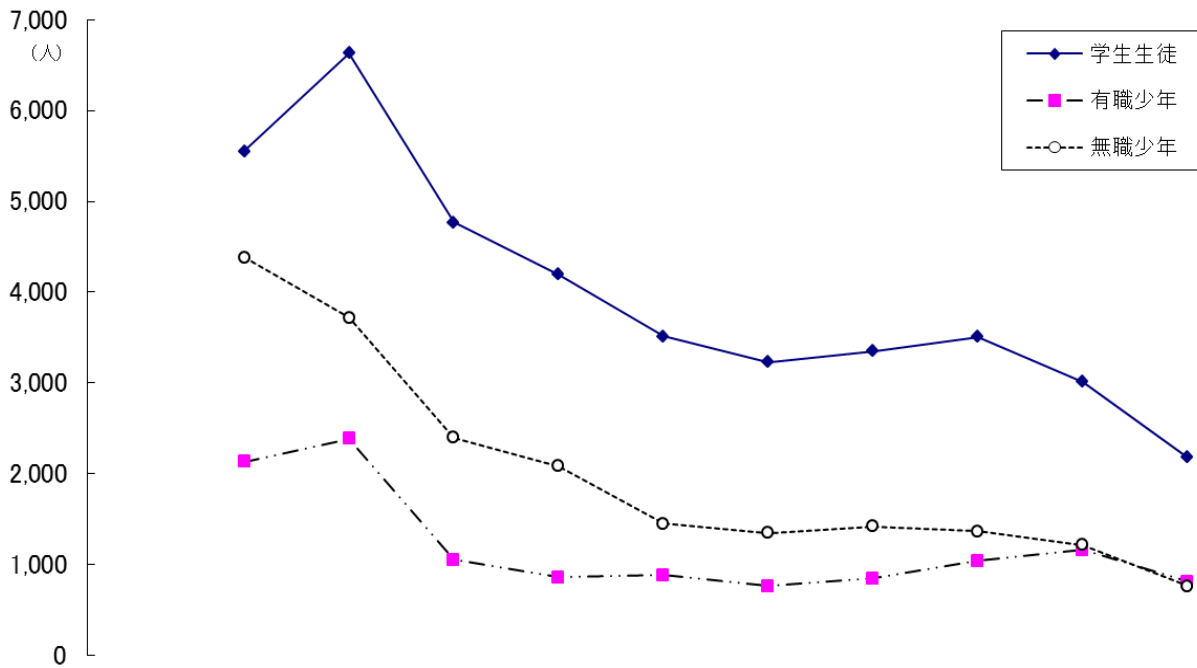
学職別に年次別推移をみると、全体的に減少傾向にあり、平成28年中は学生生徒、有職少年、無職少年のすべてにおいて減少しました。

第7-4-1表 不良行為少年の主な補導状況

行為別 年次		単位(人)				
		24年	25年	26年	27年	28年
喫	煙	2,074	2,230	2,118	2,228	1,467
深夜	はいかい	2,872	2,904	3,127	2,716	1,909
粗	暴 行 為	41	107	163	62	62
暴	走 行 為	26	13	33	33	17
怠	学	173	222	275	200	104
飲	酒	64	63	68	35	73
家	出	57	44	59	53	49
不	健全 娯 楽	6	12	10	5	26
無	断 外 泊	7	9	27	5	7
そ	の 他	19	16	35	48	37
合	計	5,339	5,620	5,915	5,385	3,751

(資料) 滋賀県警察本部少年課

第7-4-2図 不良行為少年の年次別推移



学職別		年次別									
		19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
学 生 生 徒	小 学 生	18	41	29	22	36	48	30	58	56	45
	中 学 生	1,940	2,916	2,046	1,979	1,416	1,371	1,616	2,106	1,631	991
	高 校 生	3,404	3,501	2,574	2,057	1,933	1,724	1,455	1,270	1,253	1,065
	その他学生	189	175	117	139	130	85	249	76	75	77
学 生 生 徒		5,551	6,633	4,766	4,197	3,515	3,228	3,350	3,510	3,015	2,178
有 職 少 年		2,133	2,384	1,053	856	880	764	848	1,040	1,157	810
無 職 少 年		4,383	3,718	2,397	2,086	1,451	1,347	1,422	1,365	1,213	763
合 計		12,067	12,735	8,216	7,139	5,846	5,339	5,620	5,915	5,385	3,751

(備考) 無職少年には未就学児を含む。

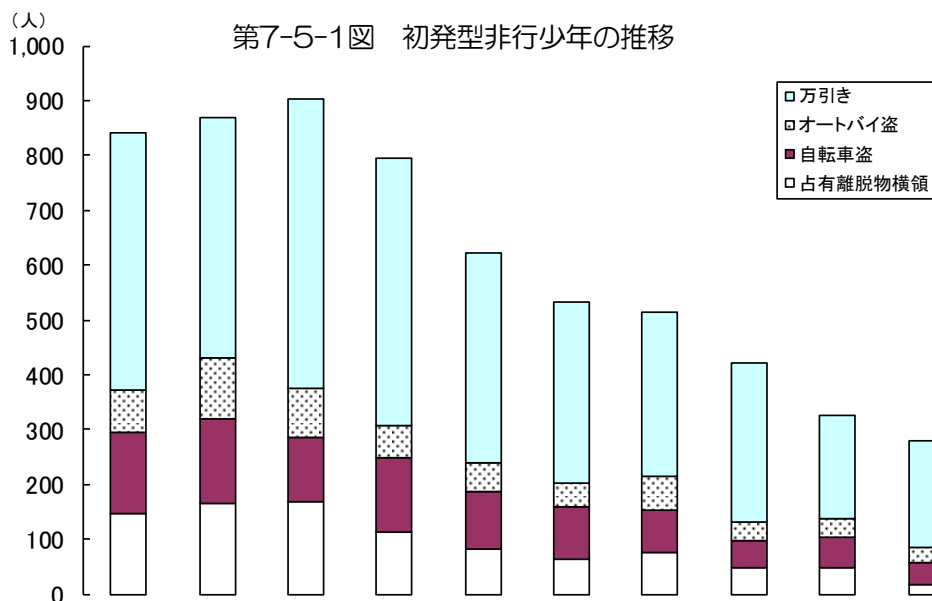
(資料) 滋賀県警察本部少年課



## 第5節 初発型非行

### 1. 初発型非行の現状

平成28年中に刑法の罪で571人の少年が検挙・補導されていますが、中でも万引き、オートバイ盗、自転車盗などのいわゆる初発型非行で検挙・補導された少年は279人と依然として多く、万引きが69.9%、自転車盗が14.0%、オートバイ盗9.7%、占有離脱物横領6.5%となっています。また刑法犯に占める初発型非行の割合も48.9%と半数近くを占めています。



区分	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
占有離脱物横領	146	165	167	112	81	63	75	48	48	18
自転車盗	149	154	120	138	105	97	79	48	55	39
オートバイ盗	77	113	89	57	53	42	60	34	33	27
万引き	468	436	527	489	383	330	301	291	191	195
計	840	868	903	796	622	532	515	421	327	279

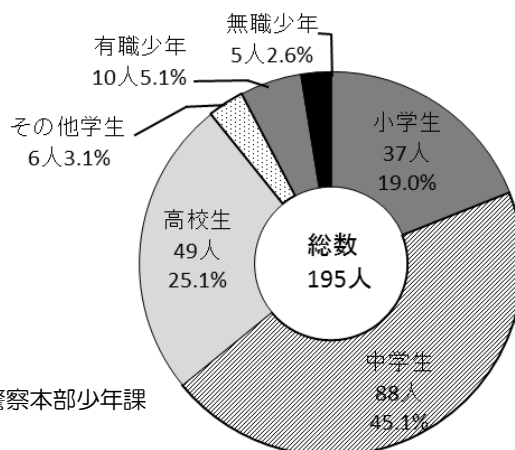
(備考) 触法少年を含む。

(資料) 滋賀県警察本部少年課

### 2. 万引き少年

初発型非行の中で最も多い万引きについてみると、全体の92.3%が学生・生徒・児童で、その率は依然として高く、中でも中学生が45.1%、高校生が25.1%、小学生が19.0%を占めています。

第7-5-2図 万引き少年の学職別状況



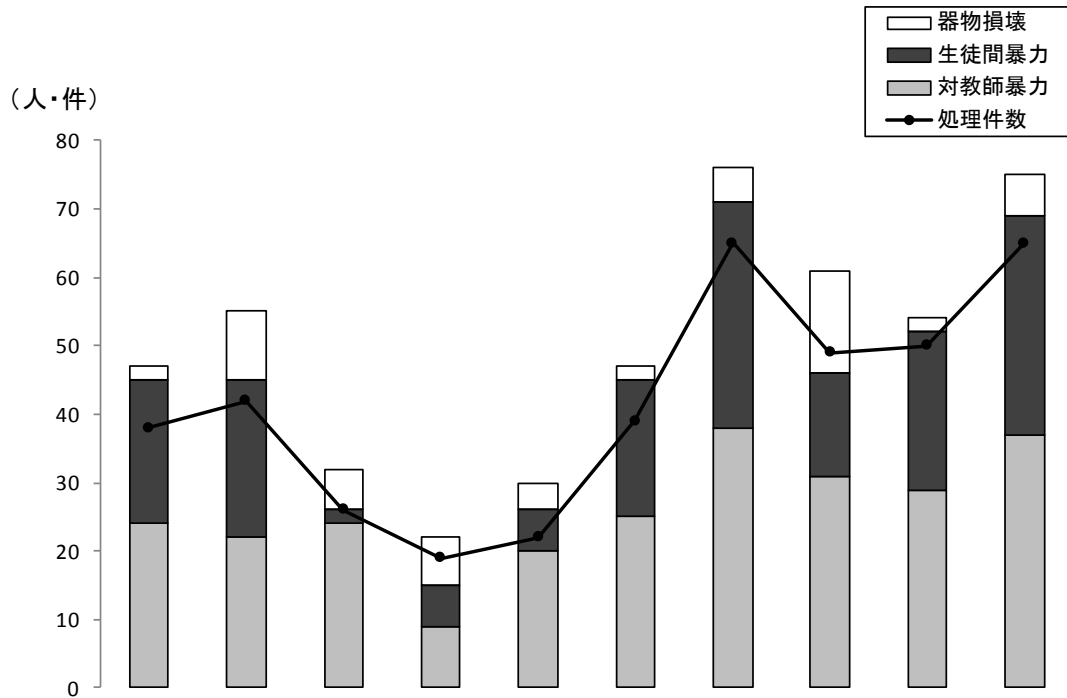
(資料) 滋賀県警察本部少年課

## 第6節 校内暴力

平成28年中に校内暴力によって検挙・補導された学生・生徒は75人で、前年より21人増加しました。

また、教師に対する暴力については、37人（前年29人）が検挙・補導されました。

第7-6-1図 校内暴力の検挙・補導人員



区分		年次別									
		19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
検 挙 ・ 補 導 人 員	小学生	1	1					2	3	3	2
	対教師暴力								2		2
	生徒間暴力	1	1						1	3	
	器物損壊							2			
	中学生	43	54	32	21	29	44	72	57	43	67
	対教師暴力	24	22	24	8	20	25	38	29	29	34
	生徒間暴力	18	22	2	6	5	17	31	13	12	27
	器物損壊	1	10	6	7	4	2	3	15	2	6
	高校生	3			1	1	3	2	1	8	6
	対教師暴力				1						1
	生徒間暴力	2				1	3	2	1	8	5
	器物損壊	1									
処 理 件 数		38	42	26	19	22	39	65	49	50	65
		(20)	(22)	(21)	(9)	(15)	(24)	(38)	(31)	(29)	(34)

(備考) ( )内は対教師暴力事件で内数

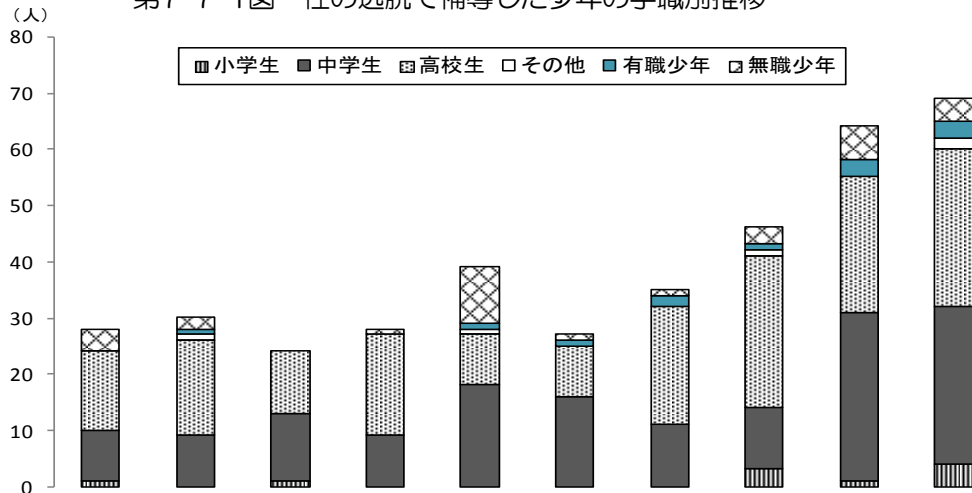
(資料) 滋賀県警察本部少年課

## 第7節 性非行

### 1. 性の逸脱行為の学職別推移

性の逸脱行為があった少年は69人で前年より5人増加しており、学職別でみると中学生と高校生がそれぞれ28人、小学生4人、無職少年4人、有職少年3人などとなっています。

第7-7-1図 性の逸脱で補導した少年の学職別推移



年次別		19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
学職別	小学生	1		1					3	1	4
	中学生	9	9	12	9	18	16	11	11	30	28
	高校生	14	17	11	18	9	9	21	27	24	28
	その他		1			1			1		2
有職少年			1			1	1	2	1	3	3
無職少年		4	2		1	10	1	1	3	6	4
合計		28	30	24	28	39	27	35	46	64	69

(資料) 滋賀県警察本部少年課

### 2. 性の逸脱のきっかけ

少年の性の逸脱のきっかけとなった行動は、知り合いが最も多く25人、続いてSNSや掲示板等のうち、出会い系サイト以外のウェブサイト利用が19人となっています。

第7-7-2表 性の逸脱の手段の推移

区分	年次別	24年	25年	26年	27年	28年
性の逸脱行為をした少年		27	35	46	64	69
出会い系サイト					1	1
その他のウェブサイト		13	24	27	30	19
テレクラ・ツーショット			1		4	
ナンパ		1	3		2	5
友達・恋人			1	1	7	6
知り合い		8	5	11	9	25
紹介		3		4	2	
その他		2	1	3	9	13

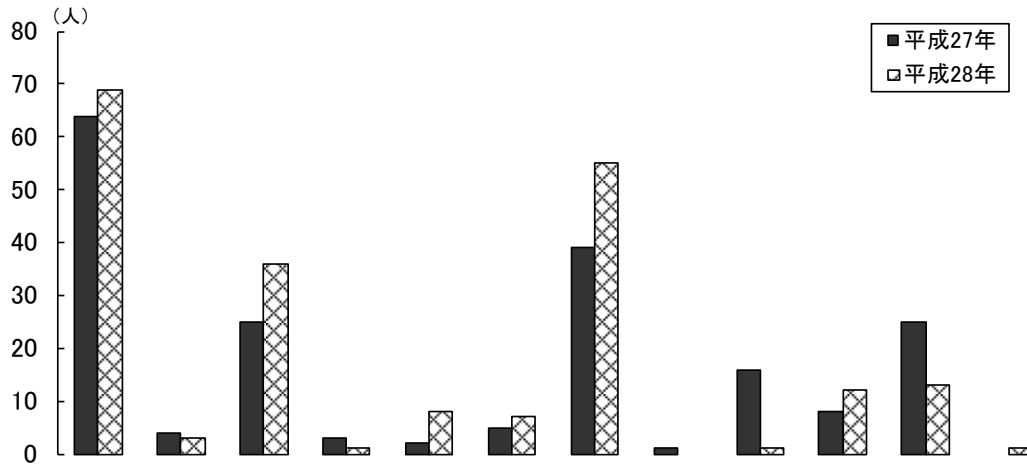
(備考) ここでいう「その他のウェブサイト」とは、SNSやサイト、オンラインゲームサイトや無料通話アプリなどをいう。(人)

(資料) 滋賀県警察本部少年課

### 3. 性の逸脱行為の動機別状況

性の逸脱行為で補導した少年の動機については、第7-7-3図のとおりとなっています。

第7-7-3図 性の逸脱行為の動機別状況



動機別 年次別	総 数	自らすすんで						誘われて				その他
		遊ぶ 金が 欲し くて	興 味・ 好 奇 心 か ら	セ ッ ク ス が 好 き で	特 定 の 男 が 好 き で	そ の 他	小 計	遊ぶ 金 が 欲 し くて	興 味・ 好 奇 心 か ら	そ の 他	小 計	
平成27年	64	4	25	3	2	5	39	1	16	8	25	
平成28年	69	3	36	1	8	7	55		1	12	13	1
増減	5	-1	11	-2	6	2	16	-1	-15	4	-12	1

(備考) ここでいう性の逸脱行為で補導した少年とは、

- 売春防止法第3条の「売春」をした少年、又は「売春」の相手方となった少年
- 児童福祉法第34条第1項第6号の「児童に淫行をさせる行為」により淫行させられた児童
- 児童買春・児童ポルノ禁止法第2条の「児童買春」をした少年、又は「児童買春」の相手方となった児童
- 児童買春・児童ポルノ禁止法第7条第3項の「児童ポルノの製造」により児童ポルノに描写された児童
- 滋賀県青少年健全育成条例の「みだらな性行為またはわいせつな行為」をした少年、又は相手方となった少年
- 刑法第182条の「淫行勧誘罪」により姦淫させられた女子少年
- 健全育成上支障のある性的行為をしていた少年

をいう。

(資料) 滋賀県警察本部少年課

## 第8節 暴走族

近年の暴走族は、これまでの対策に加え、少子化や若者の遊び方、考え方の多様化等様々な要因が相まって、グループ数や構成員数が減少し、その結果、従来の大規模暴走はなくなり、バイク数台によるゲリラ暴走の傾向が継続しています。

その一方で、「旧車會（暴走族風に改造した旧型バイクを集団で運転するグループ）」と称する暴走族OB等を中心とした集団が、休日に他府県の旧車會員とともに、大規模な集団走行を年に数回行っています。

また、全国的には、暴走族のグループ数・構成員数・走行回数は減少していますが、刑法犯罪は、暴走族構成員が高校行事開催会場内に進入し、運営進行を一時中断させた威力業務妨害事件、暴走族グループ内における傷害事件等が発生しています。

### 1. グループ・人員構成

暴走族グループは、昭和54年の20グループを最高に、減少傾向をたどっています。

平成28年末現在では、暴走族としてのグループはありませんが、グループ未加入の暴走行為者として163人を確認しており、関連がある旧車會を加えると人員は248人となっています。

第7-8-1表 暴走族容疑者の年次別推移

年別	区分	暴走族容疑者
11年		553人
12年		537人
13年		601人
14年		503人
15年		478人
16年		423人
17年		435人
18年		372人
19年		317人
20年		325人
21年		352人
22年		315人
23年		257人
24年		238人
25年		252人
26年		256人
27年		236人
28年		248人

(資料) 滋賀県警察本部交通指導課

### 2. 年齢別、学職別構成

把握した248人については、少年が61.3%を占めています。

少年のうち、年齢別では18歳が21.4%と多く、次いで19歳の17.7%となっています。

また、学職別では、工員が27.8%と最も多くなっています。

第7-8-2表 暴走族の年齢別構成

単位(人)

年次	年齢別						20歳以上	合計
	少年	15歳以下	16歳	17歳	18歳	19歳		
平成11	385	20	56	105	104	100	168	553
12	392	7	30	96	141	118	145	537
13	460	39	76	123	123	99	141	601
14	397	19	37	110	144	87	106	503
15	347	18	38	76	118	97	131	478
16	296	12	24	70	86	104	127	423
17	247	14	17	52	83	81	188	435
18	246	12	39	63	71	61	126	372
19	202	11	30	43	58	60	115	317
20	202	3	24	51	64	60	123	325
21	172	2	12	36	68	54	180	352
22	142	3	6	15	46	72	173	315
23	115	3	16	33	28	35	142	257
24	153	8	21	48	45	30	85	238
25	159	7	29	41	47	35	93	252
26	147	4	27	52	39	25	109	256
27	156	4	19	54	52	27	80	236
28	152	4	21	30	53	44	96	248

(資料) 滋賀県警察本部交通指導課

第7-8-3表 暴走族の学職別構成

単位(人)

年次	学職別						店員	自動車 関係工員	その他	計
	無職	工員	会社員	学生	高校生	その他				
平成11	278	152	9	76	53	23	9	4	25	553
12	249	145	6	74	57	17	14	9	40	537
13	284	137	3	134	82	52	13	5	25	601
14	216	93	5	121	77	44	2	6	60	503
15	223	100	6	58	37	21	28	6	57	478
16	176	65	10	69	47	22	9	4	90	423
17	185	80	15	35	14	21	13	8	99	435
18	160	49	10	48	34	14	7	14	84	372
19	104	63	14	38	28	10	6	1	91	317
20	89	60	17	39	34	5	8	9	103	325
21	120	35	20	25	19	6	24	16	112	352
22	120	21	10	24	20	4	5	19	116	315
23	72	31	26	28	12	16	11	15	74	257
24	54	38	26	25	18	7	7	6	82	238
25	52	36	28	60	27	33	2	5	69	252
26	48	45	14	44	26	18	6	15	84	256
27	40	65	15	22	19	3	5	4	85	236
28	46	69	9	20	17	3	11	5	88	248

(資料) 滋賀県警察本部交通指導課

### 3. 暴走行為の現状

暴走行為は前年と比較すると、暴走回数、参加人員、参加台数ともに減少しています。

暴走の形態としては、これまでと同様、原付バイク及び単車数台での散発的なグリラ暴走が主流となっています。

第7-8-4表 暴走事案の発生状況

年次	区分	暴走回数（回）	暴走人数（人）	参加車両（台）		
				二輪（台）	四輪（台）	
平成11		137	2,017	1,076	899	177
12		116	1,741	955	868	87
13		139	1,188	783	760	23
14		190	2,619	1,403	1,192	211
15		151	1,612	870	850	20
16		80	939	526	429	97
17		123	1,382	700	636	64
18		124	982	502	474	28
19		87	909	483	470	13
20		110	786	467	465	2
21		136	890	683	454	229
22		131	587	402	401	1
23		89	354	277	267	10
24		98	370	301	301	0
25		97	509	371	362	9
26		86	389	288	288	0
27		86	383	285	285	0
28		73	323	232	232	0

（資料）滋賀県警察本部交通指導課

## 第9節 家出少年

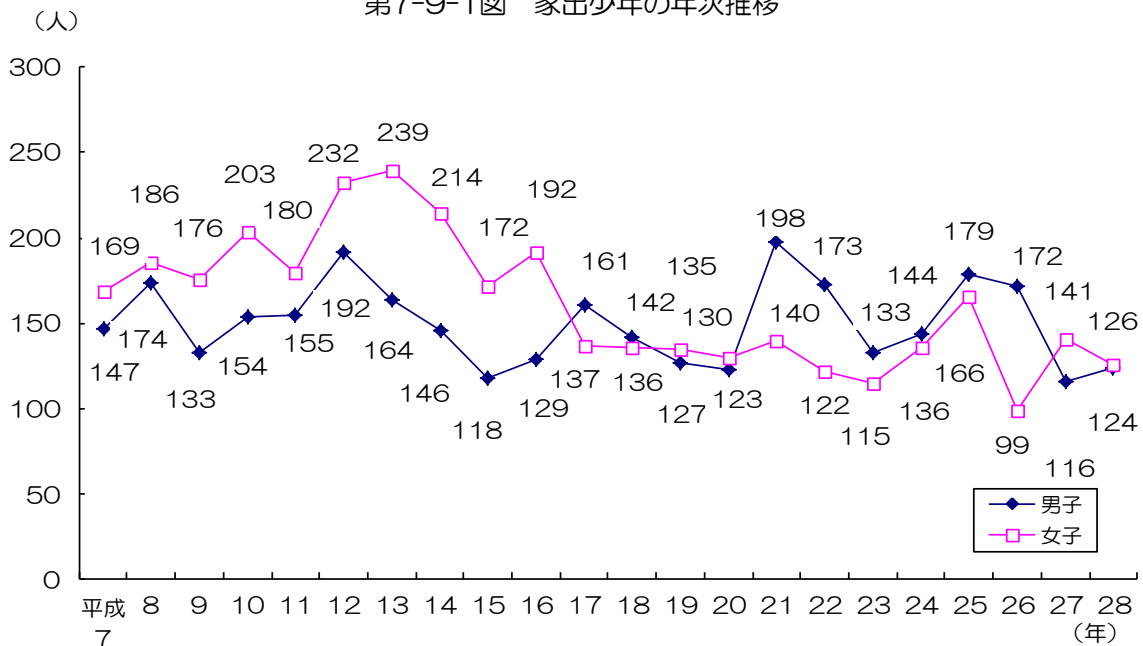
平成28年中に警察へ捜索願出のあった家出少年は250人で、前年に比べて7人減少しました。

これを男女別にみると、男子は126人と前年同期比15人、10.6%の減少、女子は124人と前年同期比8人、6.9%の増加となりました。

家出少年を学職別にみると、小・中学生が114人と最も多く、全体の45.6%を占め、次いで高校生が62人となっています。

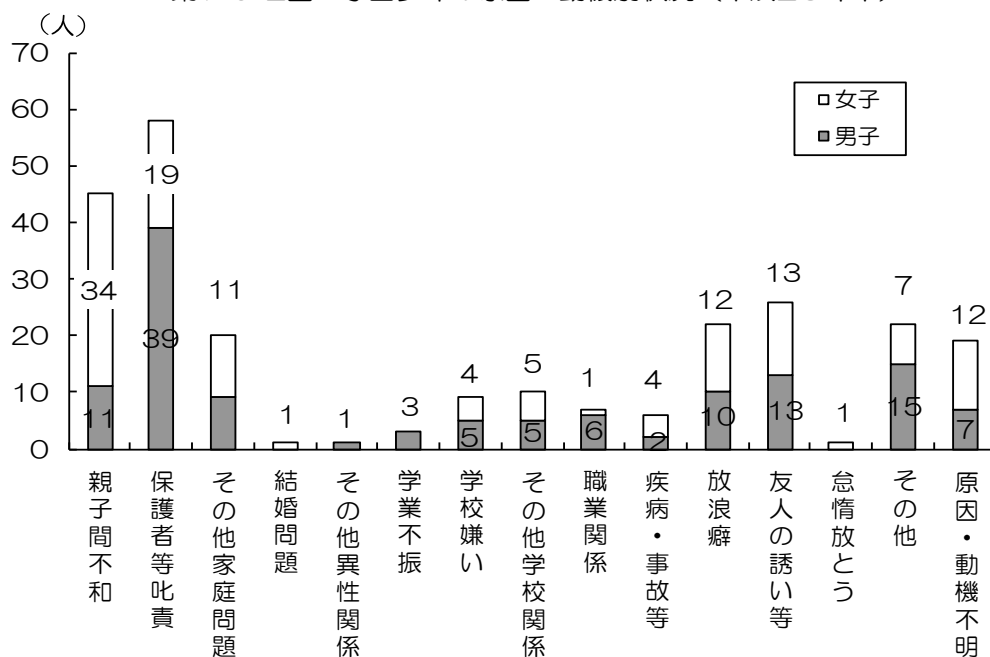
家出の原因・動機は「保護者等叱責」が58人と最も多く、次いで「親子間不和」が45人となっています。

第7-9-1図 家出少年の年次推移



(資料) 滋賀県警察本部生活安全企画課

第7-9-2図 家出少年の原因・動機別状況 (平成28年中)



(資料) 滋賀県警察本部生活安全企画課



## 第10節 いじめ

平成28年度にいじめを認知した公立学校の数は、小学校205校、中学校92校、高等学校42校の合計339校で、平成27年度と比べて全体で24校増加しました。認知件数は小学校3442件、中学校1245件、高等学校143件の合計830件で、平成27年度と比べて全体で2211件増加しました。

このように、いじめを認知した学校や認知件数が大きく増加したのは、各学校が早期の段階から積極的にいじめを認知し、適切に組織的な対応に努めようとした結果の現れであると認識しています。

今後も、いじめとして把握している事象が氷山の一角であるかもしれないという視点に立って、未然防止、早期発見、早期対応に向けての取組を進めていきます。

第7-10-1表 小学校（公立）におけるいじめの認知状況

	滋 賀 県				全 国			
	認知校数	認知件数	認知学校数の割合 (%)	児童1,000人あたり認知件数	認知校数	認知件数	認知学校数の割合 (%)	児童1,000人あたり認知件数
平成24年度	143	434	61.9	5.16	11,055	116,259	52.2	17.50
平成25年度	163	714	71.2	8.55	10,118	117,688	48.6	17.95
平成26年度	171	838	75.0	10.14	11,413	121,635	55.5	18.77
平成27年度	187	1724	83.1	21.01	12,626	149,516	62.2	23.27
平成28年度	205	3442	91.1	42.17	14,174	234,333	70.8	36.76

(資料) 滋賀県教育委員会事務局幼小中教育課

第7-10-2表 中学校（公立）におけるいじめの認知状況

	滋 賀 県				全 国			
	認知校数	認知件数	認知学校数の割合 (%)	生徒1,000人あたり認知件数	認知校数	認知件数	認知学校数の割合 (%)	生徒1,000人あたり認知件数
平成24年度	85	314	84.2	7.61	7,104	60,931	71.8	18.63
平成25年度	82	469	82.0	11.38	6,591	53,646	67.2	16.43
平成26年度	84	505	84.0	12.29	6,764	51,200	69.5	15.81
平成27年度	86	770	86.0	18.83	7,127	56,952	73.7	17.79
平成28年度	92	1245	92.0	30.69	7,557	68,291	78.7	21.68

(資料) 滋賀県教育委員会事務局幼小中教育課

第7-10-3表 高等学校（県立）におけるいじめの認知状況

	滋 賀 県				全 国			
	認知校数	認知件数	認知学校数の割合 (%)	生徒1,000人あたり認知件数	認知校数	認知件数	認知学校数の割合 (%)	生徒1,000人あたり認知件数
平成24年度	31	81	59.6	2.58	2,404	13,009	57.3	5.60
平成25年度	33	89	62.3	2.78	1,966	8,933	46.6	3.77
平成26年度	40	137	72.7	4.23	2,095	9,181	49.9	3.88
平成27年度	42	125	76.4	3.84	2,255	9,714	54.1	4.15
平成28年度	42	143	73.7	4.40	2,349	10,017	56.6	4.31

(資料) 滋賀県教育委員会事務局幼小中教育課